

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成22年11月25日(2010.11.25)

【公表番号】特表2010-532723(P2010-532723A)

【公表日】平成22年10月14日(2010.10.14)

【年通号数】公開・登録公報2010-041

【出願番号】特願2010-514238(P2010-514238)

【国際特許分類】

B 4 1 N 10/04 (2006.01)

B 3 2 B 15/08 (2006.01)

【F I】

B 4 1 N 10/04

B 3 2 B 15/08 E

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月30日(2010.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

印刷用ロールのためのコーティングを提供する方法であって、前記コーティングは、以下では「金属で裏打ちされた印刷用ブランケット」と呼び、少なくとも1つの金属層(1)と、1以上の上部層(2)と、前記金属層(1)の底面に設けられるプラスチックシート(3)とを有し、前記方法は、

前記プラスチックシート(3)の面のうち前記金属層(1)と接触する面、および、前記金属層の面のうち前記プラスチックシートと接触する面の少なくとも一方にヒートシール材料の1以上の層(4)を塗布する段階と、

前記プラスチックシート(3)を前記金属層(1)に熱接着する段階とを備える方法。

【請求項2】

前記ヒートシール材料は、熱可塑性ポリウレタン、ポリ塩化ビニル、酢酸ビニルを含む共重合体、熱硬化性ポリウレタン、ポリエステル、ポリアミド、ポリオレフィン、フェノール樹脂ベースの膜、エポキシ接着剤、ポリウレタン接着剤、ポリアクリル酸接着剤という複数の材料のうち1以上を含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ヒートシール材料の1以上の層(4)は、前記複数の材料のうち1以上を含む材料によって形成される単一層構造である請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記ヒートシール材料の1以上の層(4)は、前記複数の材料のうち1以上を含む材料によって形成される多層構造である請求項2に記載の方法。

【請求項5】

熱接着促進剤として、前記ヒートシール材料の1以上の層が塗布される前に、「プライマー」タイプの補完層が、前記金属層(1)または前記プラスチックシート(3)に塗布される請求項3または請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記プラスチックシート(3)は、折り返されて前記印刷用ロールに設けられているギ

ヤップに挿入される端縁（1'）を除いて、前記金属層の前記底面の大部分に塗布される請求項1から5の何れか1項に記載の方法。

【請求項7】

前記熱接着する段階は、前記プラスチックシート（3）の全面を対象とする請求項1から6の何れか1項に記載の方法。

【請求項8】

前記熱接着する段階は、前記プラスチックシート（3）の端縁のみ、特に、いわゆる「前側端縁」である端縁（3'）のみを対象とする請求項1から7の何れか1項に記載の方法。

【請求項9】

少なくとも1つの金属層（1）と、1以上の上部層（2）と、前記金属層（1）の底面に設けられるプラスチックシート（3）とを備える、金属で裏打ちされた印刷用プランケットであって、

前記プラスチックシート（3）の前記金属層（1）と接触する面、および、前記金属層の前記プラスチックシートと接触する面の少なくとも一方は、ヒートシール材料の1以上の層（4）によってコーティングされており、前記プラスチックシート（3）は、熱接着によって、前記金属層（1）に固着されている金属で裏打ちされた印刷用プランケット。

【請求項10】

前記ヒートシール材料は、熱可塑性ポリウレタン、ポリ塩化ビニル、酢酸ビニルを含む共重合体、熱硬化性ポリウレタン、ポリエステル、ポリアミド、ポリオレフィン、フェノール樹脂ベースの膜、エポキシ接着剤、ポリウレタン接着剤、ポリアクリル酸接着剤という複数の材料のうち1以上を含む請求項9に記載の金属で裏打ちされた印刷用プランケット。

【請求項11】

前記ヒートシール材料の1以上の層（4）は、前記複数の材料のうち1以上を含む材料によって形成される単一層構造である請求項10に記載の金属で裏打ちされた印刷用プランケット。

【請求項12】

前記ヒートシール材料の1以上の層（4）は、前記複数の材料のうち1以上を含む材料によって形成される多層構造である請求項10に記載の金属で裏打ちされた印刷用プランケット。

【請求項13】

熱接着促進剤として、「プライマー」タイプの補完層を備え、前記補完層は、前記ヒートシール材料の1以上の層が塗布される前に、前記金属層（1）または前記プラスチックシート（3）に塗布される請求項11または請求項12に記載の金属で裏打ちされた印刷用プランケット。

【請求項14】

前記プラスチックシート（3）は、折り返されて印刷用ロールに設けられているギャップに挿入される端縁（1'）を除いて、前記金属層の前記底面の大部分に塗布される請求項9から13の何れか1項に記載の金属で裏打ちされた印刷用プランケット。

【請求項15】

前記熱接着は、前記プラスチックシート（3）の全面を対象とする請求項9から14の何れか1項に記載の金属で裏打ちされた印刷用プランケット。

【請求項16】

前記熱接着は、前記プラスチックシート（3）の端縁のみ、特に、いわゆる「前側端縁」である端縁（3'）のみを対象とする請求項9から15の何れか1項に記載の金属で裏打ちされた印刷用プランケット。